# 兵庫県公報

平成29年12月5日 火曜日 第 2958 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

告示	^° −ÿ`
○ 平成29年度地籍調査事業の実施の変更(農地整備課)	1
○ 家畜伝染病の発生(畜産課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○ 保安林の指定予定(豊かな森づくり課)	2
○ 公共測量を実施する旨の通知(契約管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○同 上(同)	3
Λ	
<b>公 告</b> ○ 入札公告(広報課) ····································	9
<ul><li>○ 八札公吉 (広報報)</li><li>○ 特約業者の指定の取消し(税務課)</li><li></li></ul>	3
○ 特別乗すの指定の取得し(枕傍珠) ○ 特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定(県民生活課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
○ 平成29年度兵庫県技能顕功賞表彰(能力開発課)····································	5
○ 十成29千度共庫宗汉能顕初貞表彰 (能力開発統) ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧	6
○ 工砂火告書成区域寺の相足子就に関する安原に基づく工砂火告書成区域の相足の糸の閲覧 (砂防課)	11
○同 上(同)	11 12
○ P	
○ 日 上 (同)	12 13
〇 同	14
	14
	15
○ 同 上 (同) ···································	15 16
○ 旧 工 (同) ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の	10
	1.0
	16
	26
	28
	32
	34
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要(都市計画課)	40
企業庁公告	
○ 入札公告(猪名川広域水道事務所)	41
○ 同 上 (北摂広域水道事務所)	44
○ 同 上(東播磨利水事務所)	48
○同 上(同)	51
○ 同 上(姫路利水事務所)	54
〇同 上(同)	57

告

示

## 兵庫県告示第1027号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第6条の4第1項の規定により、平成29年度の地籍調査事業計画を次のとおり変更し、実施する。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業計画を変更した年月日 平成29年11月10日
- 2 調査を行う者の名称

兵庫県

## 3 調査地域

尼崎市のうち南初島町、豊岡市のうち竹野町小城、出石町福見、城崎町楽々浦及び但東町西谷、宍粟市のうち千種町岩野辺及び同町鷹巣、養父市のうち八鹿町石原、同町坂本、同町岩崎、同町小佐、同町三谷、同町青山、稲津、森、三谷、畑、奥米地、大屋町加保、同町蔵垣、三宅、大谷、吉井及び中瀬、朝来市のうち生野町栃原、同町上生野、同町円山、同町内海、同町宮田、同町岡、同町白井、同町殿、同町安井、山東町大垣、同町矢名瀬町、同町粟鹿、同町迫間、上八代、多々良木、立野、佐嚢及び山口、加古郡稲美町のうち蛸草、神崎郡福崎町のうち高岡、同郡神河町のうち越知、川上、猪篠、大山、新田、岩屋及び根宇野、佐用郡佐用町のうち豊福、西徳久、下秋里、末廣、円応寺、淀及び下三河、美方郡香美町のうち小代区新屋、同区佐坊、香住区余部及び村岡区大糠並びに同郡新温泉町のうち千谷及び浜坂

#### 4 調査期間

平成29年4月から平成30年3月まで

#### 兵庫県告示第1028号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1	家畜伝染病の種類	結核病
2	家畜の種類	牛 (ホルスタイン種)
3	患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 1頭
4	発生場所	洲本市
5	発生年月日	平成29年11月17日
6	その他参考となるべき事項	ツベルクリン検査により発見

## 兵庫県告示第1029号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

佐用郡佐用町桑野字大逧東平226、字大逧奥227、229、230の1から230の5まで、231、字大逧中ノ切228、字大逧232、233、235、236、字大逧西平234の1、234の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字大逧東平226・字大逧西平234の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字大逧235、236 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森

づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 兵庫県告示第1030号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

^^^^^

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(数値地形図データ更新)

2 作業期間

平成29年11月20日から平成30年3月20日まで

3 作業地域

姫路市及びたつの市の各一部

#### 兵庫県告示第1031号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

^^^^^^

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(1級基準点測量)

2 作業期間

平成29年11月20日から平成30年3月31日まで

3 作業地域

尼崎市長洲中通一丁目地内

公告

## 入札公告

県広報番組16mmフィルムデジタル化・視聴システム構築に係る一般競争入札を次のとおり実施する。 平成29年12月5日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
  - (1) 業務件名

県広報番組16mmフィルムデジタル化・視聴システム構築

(2) 仕様

入札説明書による。

③ 履行期間

契約の日から平成30年3月31日(土)まで

(4) 履行場所

兵庫県(以下「県」という。)が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- ③ 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申 込書」という。)の提出期限日及び当該入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部知事室広報課地域広報班 担当 北村

電話 (078) 362-3019 (直通)

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間 平成29年12月5日(火)から同月15日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。) 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ③ 入札・開札の日時及び場所

平成29年12月27日 (水) 午後1時30分 兵庫県庁第2号館 11階B会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年12月26日(火)午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100の5以上の額を、平成29年12月25日(月)の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、平成29年12月25日(月)以前の任意の日を開始日とし、平成30年1月15日(月)以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

③ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成29年12月15日(金)午後4時までに提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関 し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札保証金の納入を求める場合、所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が 所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、 保険期間が平成30年1月15日(月)まであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を実施できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

^^^^^

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社 富長石油	南あわじ市榎列小榎列403―3	平成29年10月31日

#### 特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第44条第1項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示する

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称 特定非営利活動法人こむの事業所
  - ② 代表者の氏名 松 藤 聖 一
  - (3) 主たる事務所の所在地 宝塚市売布東の町12番9号
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者及び高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 当該認定の有効期間 平成29年11月21日から平成34年11月20日まで

## 平成29年度兵庫県技能顕功賞表彰

兵庫県技能顕功賞規則(昭和41年兵庫県規則第58号)第2条の規定により、平成29年11月10日に次の者を表彰した。

^^^^^

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

職種及び氏名

金属材料製造の職業

製銑工

金 井 英 治 神戸市東灘区

塚 本 周 二 高砂市

製鋼工

北 野 幸 宏 姫路市

鋳物用鉄溶解工

坂 本 仁 志 西宮市

製鋼試験工

池 上 博 幸 姫路市

手込造型工

尾 﨑 由 和 神戸市北区

機械込造形工

 稲 田 優
 朝来市

 加 藤 瞬
 加古川市

手かじ(鍛造)工

小 倉 悟 篠山市

刃物製造工

小 山 啓 三木市

金属熱処理工

横 田 英 彦 たつの市

圧延加熱炉工

右 田 洋 幸 加古川市

熱間圧延工

 藤
 田
 健
 加古川市

 吉
 岡
 要
 西宮市

 中
 塚
 洋
 一
 姫路市

 中
 山
 龍
 也
 姫路市

冷間圧延工

川 崎 雅 美 加古川市

中間製品検査工

岩 本 隆 夫 神戸市中央区

非破壊検査工

眞木信一 加古郡稲美町

金属加工の職業

旋盤工

渡 邉 幸 生 揖保郡太子町

福 永 一 聡 宝塚市

中ぐり盤工

佐藤利弘 神戸市西区

フライス盤工

中 越 義 雄 篠山市

	前田弘	知	揖保郡太子町
		<u>→</u>	小野市
	研ま盤工		\$ F4 11:
		義	神戸市中央区
		信	姫路市
	数值制御金属工作		/Maria IIV
		真	神戸市灘区
		之	尼崎市
		樹	姫路市
		彦	姫路市
		春	赤穂市
		人	姫路市
		人	姫路市
	金属工作機械工	<i>/</i>	外正身口门
	北村宗	⊒/	姫路市
	板金工	AL	УШРПІ
		誠	尼崎市
		三	三木市
	藤 原 敬 金属手仕上工	_	/[N]]4
		登	神戸市須磨区
		知	小野市
20	の 鳴 で の他の金属加工等の職		小野川
70	グ他の金属加工寺の献 鉄工	未	
	福永光	<b>≨</b> il	姫路市
	金属研ま工	不リ	<b>州上</b> 町 [1]
	金 子 耕	<del>-</del>	三木市
	金属検寸工	_	二水川
		男	明石市
	が 石 和 ろう付工	<del>为</del>	<b>孙</b> 石川
	宮脇睦	目	伊丹市
	西 励		F-11111
		智	神戸市須磨区
		雄	尼崎市
	横山謙		高砂市
	サイス は		明石市
		可 介	神戸市西区
	版 角 柏 久 斗 貢		三木市
	光 岡 義		加古川市
	<ul><li>元 両 義</li><li>抵抗溶接工</li></ul>	心	ин Ц / тті
	也机俗按工 吉 井 康	<del>1://:</del>	伊丹市
ń	ラーガー 康 投機械器具組立等の職		L/11111
—————————————————————————————————————	x機械器具組立寺の輸 エンジン組立工・		
	エンシン組工工・ 菅 本 健		足屹古
			尼崎市
	タービン組立・調		地豆丰丽区
	横山立		神戸市西区
	久 保 喜		姫路市
	金属加工機械組立		¥=+*.UE
	野本喜		神戸市垂水区
	産業用機械組立工		to 1.111-to
	岡本尚	也	加古川市

池	野	友	義	高砂市	
薮	口口	義	雄	加古川市	
大	戸	水	健	加古川市	
谷	JII	孝	行	宝塚市	
機械修理		7	1.1	下30/11/1	
倉	生工光	孝	雄	加古川市	
		子竜			
神	田田		志	加古川市	
岩	恵	広	司	加古川市	
新	居	敏	司	姫路市	
正	木	康	夫	姫路市	
髙	瀬	義	男	姫路市	
電気機械器具統					
電動機綱					
	本		司	三田市	
変圧器網					
大	月	_	尚	小野市	
配電盤	<ul><li>制御</li></ul>	即盤絲	且立・調整二	Ľ.	
告	田	義	信	加古川市	
開閉制行	卸機器	<b>号組</b> 国	<b></b>		
堀	内		猛	伊丹市	
藤	村		悟	伊丹市	
末		啓	介	伊丹市	
寶	子		宏	丹波市	
配電・特					
園	E TAILCII	豊	春	神戸市灘区	
小		幸	雄	高砂市	
	ル 邉山		雄	加古川市	
電気工		7	4年	VAH [[] \ 1]   1]	
	≢⊥ 倉		孝	尼崎市	
板 電気通f		<b>旦</b> ⊻口 →		/百四月11	
				+KE+	
	山			大阪市	
松	藤	清一	隆	伊丹市	
金		正		尼崎市	
<b>今</b>				尼崎市	
藤	原			伊丹市	
			• 調整工		
	端			姫路市	
磁気応力					
藤	原	好	幸	神戸市西区	
半導体	チッフ	プ製法	告工		
吉	﨑		均	伊丹市	
電球・電	電子管	<b>学製</b> 達	告工		
池	田	博	文	神戸市北区	
プリン					
	本			尼崎市	
電子機材					
	田			神戸市西区	
電気機					
	藤			姫路市	
	野	功力	勝	<b>姫路市</b>	
人	判		NH .	公正 正旦 111	

発電員

勝本秀明 加古川市

電気配線工事作業者

阿 部 岳 人 姫路市

真 鍋 公 一 多可郡多可町

輸送用機械器具組立等の職業

自動車車体・車台組立工

深 田 将 史 神戸市垂水区

自動車整備工

神 吉 太 志 加古川市

自動車板金工

柴 崎 準 一 加東市

航空機部品組立工

太 田 享 男 神戸市中央区

車両組立工

 佐 野 行 拓
 神戸市須磨区

 野 村 幸 雄
 神戸市垂水区

前 田 泰 幸 明石市

車両ぎ装工

柿 木 哲 也 神戸市垂水区

航空機検査工

栃 原 一 夫 姫路市

衣服の職業

婦人·子供服注文仕立職

池 内 定 子 豊岡市

森 田 良 野 豊岡市

建設・土木等の職業

建築大工

麻 野 音 和 神戸市北区

前 田 拓 彦 姫路市

松 永 道 和 豊岡市

今 市 明 弘 姫路市

杉 本 栄 三 西脇市

京川 眞一 豊岡市

宮大工

矢 野 眞 春 姫路市

その他の建設・建設機械運転の職業

築炉工

相 山 清 志 加古川市

かわらふき工

大 原 洋 二 明石市

左官

山 本 健 西宮市

宮 本 健 一 神戸市兵庫区

配管工

 山 本 健 次
 加古川市

 中 山 朝 雄
 姫路市

 藤本
 泉
 西脇市

 片岡昌二
 西脇市

建築塗装工

東郷健一 姫路市 建築板金工 山 本 一 多可郡多可町 植木職・造園工等の職業 造園工 小 山 雅 充 篠山市 窯業製品・化学製品製造等の職業 ステンドグラスエ 吉ケ江 真貴子 神戸市中央区 陶磁器焼成工 市野信行 篠山市 正 元 功 篠山市 摩擦材原料製造工 難波健一 宝塚市 プラスチック製品検査工 森田祐次 尼崎市 石切工 森本充裕 加東市 食料品製造等の職業 製めん工 花畑正信 姫路市 日 下 章 雄 宍粟市 洋生菓子製造工 片山陽介 西宮市 津 田 良 行 西宮市 杜氏 中 澤 俊治朗 篠山市 中 神 正 勝 神戸市須磨区 生活衛生サービスの職業 美容師 三 瀬 和 子 加古川市 飲食物調理等の職業 日本料理調理人 大 野 紀 博 神戸市灘区 池内正浩 神戸市北区 河 田 真 也 神戸市北区 西洋料理調理人 山口 浩 神戸市北区 表具師、塗装工、畳工、写真工等の職業 表具師 門 元 康 夫 三田市 野 上 諭 南あわじ市 金属塗装工 三木市 新 治

 野 上
 論
 南あわじ市

 金属塗装工
 新 治 健 三木市

 金属建具取付工
 天 野 政 志 西脇市

 室内装飾工
 朝 倉 一 弘 神戸市東灘区 姫路市

鋼製下地・ボード仕上げ工

辻 久 佳 揖保郡太子町

写真工

樋 口 明 俊 神戸市兵庫区

広告美術工、製図工等の職業

広告美術工

 水 野 清 和
 姫路市

 沼 正 夫
 高砂市

製図工

 澤 田 正 人
 姫路市

 西 村 稔 明石市

構造物現図工

福本茂樹 姫路市

乗物現図工

岩 下 剛 士 神戸市兵庫区

装身具等身の回り品製造の職業

漆工・箔押し沈金工

福永純造 神崎郡福崎町

フラワー装飾師

山 田 裕 美 宝塚市

その他の職業

クレーン運転工

重松敏幸 加古郡稲美町

ポンプ運転工

畑 直 二 神戸市西区

電子実験工

平 野 貴 則 神戸市西区

特殊溶解実験工

野 原 正 美 神戸市東灘区

実験工

道 下 幸 雄 神戸市垂水区

## 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

^^^^^

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	
野尻 II (102030233)	姫路市夢前町古知之庄(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年12月13日 (水) から同月27日 (水) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所並びに姫路市危機管理室及び夢前事務所

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1-98

(3) 提出期限

平成29年12月27日 (水) まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

## 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

^^^^^

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
岩木甲(3) II (138000228)	赤穂郡上郡町岩木甲(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年12月13日 (水) から同月27日 (水) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2 ---25

(3) 提出期限

平成29年12月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第212号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

野尻 I (102030009) の項中別図 9 を次の図面のとおり改める。 (「次の図面」は省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年12月13日 (水) から同月27日 (水) まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所並びに姫路市危機管理室及び夢前事務所

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1-98

(3) 提出期限

平成29年12月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第372号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

小畑(10) II (102030086) の項中別図10、小畑(8) II (102030088) の項中別図12、小畑(7) II (102030090) の項中別図14、小畑(2) II (102030098) の項中別図22、馬頭(3) II (102030105) の項中別図29、寺河内(3) II (102030117) の項中別図41、寺河内(2) II (102030120) の項中別図44、我孫子(3) III (102030129) の項中別図53、坂根(8) II (102030151) の項中別図75、坂根(2) II (102030156) の項中別図80、熊部(4) II (102030160) の項中別図84、高長(1) III (102030173) の項中別図97、峠(4) II (102030209) の項中別図133、葛畑 I (102030213) の項中別図137、谷(3) II (102030217) の項中別図141、右船川中谷 II (202030057) の項中別図160、坂根川 I (202030073) の項中別図176、小畑北下谷 II (202030143) の項中別図246を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年12月13日 (水) から同月27日 (水) まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所並びに姫路市危機管理室及び夢前事務所

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1-98

③ 提出期限

平成29年12月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月26日(月)までに、3に記載

する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

## 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第1200号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり 閲覧に供する。

^^^^^

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

東町(1) I (110030005)の項中別図54、西町(2)(1) II (110030050)の項中別図99、鬼神谷(1)(1) II (110030063)の項中別図112を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年12月13日 (水) から同月27日 (水) まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市竹野振興局

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

平成29年12月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第162号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

袴狭(3) II (110050012) の項中別図12、福住(2) I (110050054) の項中別図54、中村(1) I (110050055) の項中別図55、荒木(1) I (110050091) の項中別図91、福見(1) II (110050098) の項中別図98、を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年12月13日 (水) から同月27日 (水) まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市出石振興局

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

平成29年12月27日 (水) まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第235号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

下野間(6) Ⅱ (131030067) の項中別図67、下野間(7) Ⅱ (131030068) の項中別図68、大和(13) Ⅰ (131030098) の項中別図98、大和(39) Ⅱ (131030124) の項中別図124を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年12月13日(水)から同月27日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場八千代地域局

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

平成29年12月27日 (水) まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第402号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

大枝(1) I (138000017) の項中別図17を次の図面のとおり改める。 (「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年12月13日(水)から同月27日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場

#### 4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2 --25

(3) 提出期限

平成29年12月27日 (水) まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第36号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

岩木甲(2) I (138000140) の項中別図50、船谷大地 I (238000065) の項中別図157、釜ヶ谷 1 I (238000084) の項中別図176、大石川 I (238000097) の項中別図189、中野 1 II (238000108) の項中別図200、上宿 II (238000115) の項中別図206を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年12月13日 (水) から同月27日 (水) まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2 ---25

(3) 提出期限

平成29年12月27日 (水) まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

# へいないないないないがある。 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

		T	<b>1</b>
名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
西戸倉 I (102030001)	姫路市夢前町野畑 (別図1の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
東戸倉 I (102030002)	姫路市夢前町戸倉(別図2の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
野尻 I (102030009)	姫路市夢前町古知之庄 (別図 3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
塩田 I (102030022)	姫路市夢前町古知之庄 (別図 4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
東戸倉(1) II (102030052)	姫路市夢前町戸倉(別図5の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
東戸倉(2) II (102030053)	姫路市夢前町戸倉(別図6の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
小倉 <b>Ⅲ</b> (102030071)	姫路市夢前町戸倉(別図7の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
東戸倉 <b>Ⅲ</b> (102030072)	姫路市夢前町戸倉(別図8の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
河原口(1) I (102030077)	姫路市夢前町山之内(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
河原口(2) I (102030078)	姫路市夢前町山之内(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
河原口 <b>Ⅲ</b> (102030079)	姫路市夢前町山之内(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
立船野(4) I (102030080)	姫路市夢前町山之内 (別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
立船野(2)Ⅲ (102030081)	姫路市夢前町山之内(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
立船野(3) I (102030082)	姫路市夢前町山之内(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
立船野(1)Ⅲ (102030083)	姫路市夢前町山之内(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
立船野(1) I (102030084)	姫路市夢前町山之内 (別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
立船野 II (102030085)	姫路市夢前町山之内(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
小畑(10) II (102030086)	姫路市夢前町山之内(別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

小畑 (9) II (102030087)	姫路市夢前町山之内(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
小畑(8) II (102030088)	姫路市夢前町山之内(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
小畑(4) I (102030089)	姫路市夢前町山之内(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
小畑(7) II (102030090)	姫路市夢前町山之内(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
小畑(1) I (102030091)	姫路市夢前町山之内(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
小畑(6) II (102030092)	姫路市夢前町山之内(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
小畑(2) I (102030093)	姫路市夢前町山之内(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
小畑(3) II (102030095)	姫路市夢前町山之内(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
小畑III (102030096)	姫路市夢前町山之内(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
小畑(3) I (102030097)	姫路市夢前町山之内(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
小畑(2) II (102030098)	姫路市夢前町山之内(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
小畑(1) II (102030099)	姫路市夢前町山之内(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
馬頭 II (102030101)	姫路市夢前町山之内(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
馬頭(4) I (102030102)	姫路市夢前町山之内(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
馬頭(3) I (102030103)	姫路市夢前町山之内(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
馬頭(4) <b>II</b> (102030104)	姫路市夢前町山之内(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
馬頭(3) <b>II</b> (102030105)	姫路市夢前町山之内(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
馬頭(2) I (102030106)	姫路市夢前町山之内(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
馬頭(1) I (102030107)	姫路市夢前町山之内(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
馬頭(1) II (102030108)	姫路市夢前町山之内(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

馬頭(2) <b>II</b> (102030109)	姫路市夢前町山之内 (別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
寺河内(2)Ⅲ (102030110)	姫路市夢前町山之内(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
寺河内(2) I (102030111)	姫路市夢前町山之内(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
寺河内(5) Ⅱ (102030112)	姫路市夢前町山之内(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
寺河内(6) Ⅱ (102030113)	姫路市夢前町山之内(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
寺河内(3)Ⅲ (102030114)	姫路市夢前町山之内(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
寺河内(3) I (102030115)	姫路市夢前町山之内(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
寺河内(4) II (102030116)	姫路市夢前町山之内(別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
寺河内(3) Ⅱ (102030117)	姫路市夢前町山之内(別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
寺河内(1) I (102030118)	姫路市夢前町山之内(別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
寺河内(1)Ⅲ (102030119)	姫路市夢前町山之内(別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
寺河内(2) II (102030120)	姫路市夢前町山之内(別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
寺河内(1) Ⅱ (102030121)	姫路市夢前町山之内(別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
我孫子(4) I (102030122)	姫路市夢前町山之内(別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
我孫子(13) II (102030123)	姫路市夢前町山之内(別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
我孫子(2) I (102030124)	姫路市夢前町山之内(別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
我孫子(12) II (102030125)	姫路市夢前町山之内(別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
我孫子(11) II (102030126)	姫路市夢前町山之内(別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
我孫子(3) I (102030127)	姫路市夢前町山之内(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
我孫子(1) II (102030128)	姫路市夢前町山之内(別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり

di 75 - 1 (1) -		1	l
我孫子(3) <b>Ⅲ</b> (102030129)	姫路市夢前町山之内(別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
我孫子(1) I (102030130)	姫路市夢前町山之内 (別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
我孫子(10) II (102030131)	姫路市夢前町山之内(別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
我孫子(9) II (102030132)	姫路市夢前町山之内(別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
我孫子(8) II (102030133)	姫路市夢前町山之内(別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
我孫子(7) II (102030134)	姫路市夢前町山之内(別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
我孫子(5) II (102030136)	姫路市夢前町山之内(別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
我孫子(4) II (102030137)	姫路市夢前町山之内(別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
我孫子(2) III (102030138)	姫路市夢前町山之内(別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
我孫子(1) III (102030139)	姫路市夢前町山之内(別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
我孫子(2) II (102030140)	姫路市夢前町山之内(別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
我孫子(3) II (102030141)	姫路市夢前町山之内(別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
佐中Ⅱ (102030143)	姫路市夢前町山之内(別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
佐中(5) I (102030144)	姫路市夢前町山之内(別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
佐中(4) I (102030145)	姫路市夢前町山之内(別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
佐中(3) I (102030146)	姫路市夢前町山之内(別図74 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
佐中(2) I (102030147)	姫路市夢前町山之内(別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
佐中(1) I (102030148)	姫路市夢前町山之内(別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
坂根 I (102030149)	姫路市夢前町山之内(別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
坂根(9) <b>Ⅱ</b> (102030150)	姫路市夢前町山之内(別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり

	In the destriction of the American American		I
坂根(8) <b>Ⅱ</b> (102030151)	姫路市夢前町山之内(別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
坂根(7) <b>II</b> (102030152)	姫路市夢前町山之内(別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
坂根(6) <b>Ⅱ</b> (102030153)	姫路市夢前町山之内 (別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
坂根(5) <b>Ⅱ</b> (102030154)	姫路市夢前町山之内(別図82 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
坂根(4) <b>Ⅱ</b> (102030155)	姫路市夢前町山之内(別図83 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
坂根(2) <b>Ⅱ</b> (102030156)	姫路市夢前町山之内(別図84 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
坂根(1) <b>Ⅱ</b> (102030157)	姫路市夢前町山之内(別図85 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
熊部(2) I (102030158)	姫路市夢前町山之内(別図86 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
熊部(1) I (102030159)	姫路市夢前町山之内(別図87 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
熊部(4) II (102030160)	姫路市夢前町山之内(別図88 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
熊部 <b>Ⅲ</b> (102030161)	姫路市夢前町山之内(別図89 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
熊部(1) II (102030162)	姫路市夢前町山之内(別図90 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
杉之内(2)III (102030164)	姫路市夢前町杉之内(別図91 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
杉之内(1)Ⅲ (102030165)	姫路市夢前町杉之内(別図92 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
杉之内 I (102030166)	姫路市夢前町杉之内(別図93 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
荒神山(2) I (102030167)	姫路市夢前町杉之内(別図94 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
高長(5)Ⅲ (102030168)	姫路市夢前町高長 (別図95の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
高長(2)Ⅲ (102030169)	姫路市夢前町高長 (別図96の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
高長(4)Ⅲ (102030170)	姫路市夢前町高長 (別図97の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
高長(3) III (102030171)	姫路市夢前町高長 (別図98の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり

高長(1) I	姫路市夢前町高長 (別図99の	   急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
(102030172)	とおり)	15(15(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(	),1\(\text{Too.} \)
高長(1) III (102030173)	姫路市夢前町高長(別図100 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
高長(3) II (102030174)	姫路市夢前町高長(別図101 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
高長(2) I (102030175)	姫路市夢前町高長(別図102 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
高長(2) II (102030176)	姫路市夢前町高長(別図103 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
高長(1) II (102030177)	姫路市夢前町高長(別図104 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
前之庄(4) II (102030179)	姫路市夢前町前之庄(別図 105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
みどり丘Ⅱ (102030180)	姫路市夢前町前之庄(別図 106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
西村(1) I (102030181)	姫路市夢前町前之庄(別図 107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
松之本Ⅱ (102030182)	姫路市夢前町前之庄(別図 108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
松之本 I (102030183)	姫路市夢前町前之庄(別図 109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
前之庄(1) I (102030184)	姫路市夢前町前之庄(別図 110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
三枝草(4)Ⅲ (102030186)	姫路市夢前町前之庄(別図 111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
三枝草(2)Ⅲ (102030188)	姫路市夢前町前之庄(別図 112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
三枝草 <b>II</b> (102030189)	姫路市夢前町前之庄(別図 113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
前之庄(2) II (102030191)	姫路市夢前町前之庄(別図 114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
前之庄(1) II (102030193)	姫路市夢前町前之庄(別図 115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
豊岡Ⅱ (102030194)	姫路市夢前町前之庄(別図 116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
諏訪 II (102030196)	姫路市夢前町新庄(別図117 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
下垣内Ⅱ (102030197)	姫路市夢前町新庄(別図118 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり

	1	1	1
下垣内 I (102030198)	姫路市夢前町新庄(別図119 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
下垣内Ⅲ (102030199)	姫路市夢前町新庄(別図120 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
西村 I (102030200)	姫路市夢前町新庄(別図121 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
西村(3) II (102030201)	姫路市夢前町新庄(別図122 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
西村III (102030202)	姫路市夢前町新庄(別図123 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
峠(1) II (102030206)	姫路市夢前町神種(別図124 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
峠(2) II (102030207)	姫路市夢前町神種(別図125 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
峠(3) Ⅱ (102030208)	姫路市夢前町神種(別図126 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
峠(4) II (102030209)	姫路市夢前町神種(別図127 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
神種 I (102030211)	姫路市夢前町神種(別図128 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
神種Ⅱ (102030212)	姫路市夢前町神種(別図129 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
葛畑 I (102030213)	姫路市夢前町野畑(別図130 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
葛畑Ⅱ (102030214)	姫路市夢前町野畑(別図131 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
谷(1) II (102030215)	姫路市夢前町莇野(別図132 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
谷(2) II (102030216)	姫路市夢前町莇野(別図133 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
谷(3) II (102030217)	姫路市夢前町莇野(別図134 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
戸谷 <b>II</b> (102030218)	姫路市夢前町莇野(別図135 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり
戸谷(1) I (102030219)	姫路市夢前町莇野(別図136 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり
戸谷(2) I (102030220)	姫路市夢前町莇野(別図137 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
河内(1) II (102030221)	姫路市夢前町莇野(別図138 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図138のとおり

河内III (102030222)	姫路市夢前町莇野(別図139 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図139のとおり
馬谷(2) I (102030223)	姫路市夢前町莇野(別図140 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図140のとおり
馬谷(1) I (102030224)	姫路市夢前町莇野(別図141 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図141のとおり
馬谷 II (102030225)	姫路市夢前町莇野(別図142 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図142のとおり
中津田 <b>Ⅲ</b> (102030226)	姫路市夢前町莇野(別図143 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図143のとおり
文殿Ⅲ (102030227)	姫路市夢前町莇野(別図144 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図144のとおり
文殿 I (102030228)	姫路市夢前町莇野(別図145 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図145のとおり
荒神山(1) I (102030229)	姫路市夢前町前之庄(別図 146のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図146のとおり
坂根(3) Ⅱ (102030231)	姫路市夢前町山之内(別図 147のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図147のとおり
野尻 II (102030233)	姫路市夢前町古知之庄 (別図 148のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図148のとおり
古知之庄右谷 II (202030046)	姫路市夢前町杉之内(別図 149のとおり)	土石流	別図149のとおり
突出川 I (202030054)	姫路市夢前町山之内(別図 150のとおり)	土石流	別図150のとおり
右船川中谷 II (202030057)	姫路市夢前町山之内(別図 151のとおり)	土石流	別図151のとおり
右船川北谷 II (202030058)	姫路市夢前町山之内(別図 152のとおり)	土石流	別図152のとおり
山之内 I (202030059)	姫路市夢前町山之内(別図 153のとおり)	土石流	別図153のとおり
下山之内谷 II (202030060)	姫路市夢前町山之内(別図 154のとおり)	土石流	別図154のとおり
佐中北谷Ⅱ (202030063)	姫路市夢前町山之内(別図 155のとおり)	土石流	別図155のとおり
熊部西谷 II (202030065)	姫路市夢前町山之内(別図 156のとおり)	土石流	別図156のとおり
熊部川 I (202030066)	姫路市夢前町山之内(別図 157のとおり)	土石流	別図157のとおり
坂根中谷Ⅱ (202030069)	姫路市夢前町山之内(別図 158のとおり)	土石流	別図158のとおり

坂根西谷Ⅱ (202030072)	姫路市夢前町山之内(別図 159のとおり)	土石流	別図159のとおり
坂根川 I (202030073)	姫路市夢前町山之内(別図 160のとおり)	土石流	別図160のとおり
馬右谷 II (202030076)	姫路市夢前町山之内(別図 161のとおり)	土石流	別図161のとおり
馬頭川下谷Ⅱ (202030077)	姫路市夢前町山之内(別図 162のとおり)	土石流	別図162のとおり
馬頭北谷Ⅱ (202030080)	姫路市夢前町山之内(別図 163のとおり)	土石流	別図163のとおり
馬頭西谷Ⅱ (202030081)	姫路市夢前町山之内(別図 164のとおり)	土石流	別図164のとおり
馬頭川上谷Ⅱ (202030082)	姫路市夢前町山之内(別図 165のとおり)	土石流	別図165のとおり
小畑西下谷Ⅱ (202030084)	姫路市夢前町山之内(別図 166のとおり)	土石流	別図166のとおり
小畑南下谷Ⅱ (202030085)	姫路市夢前町山之内(別図 167のとおり)	土石流	別図167のとおり
小畑東下谷Ⅱ (202030086)	姫路市夢前町山之内(別図 168のとおり)	土石流	別図168のとおり
小畑西谷Ⅱ (202030088)	姫路市夢前町山之内(別図 169のとおり)	土石流	別図169のとおり
小畑東谷Ⅱ (202030089)	姫路市夢前町山之内(別図 170のとおり)	土石流	別図170のとおり
小畑北谷Ⅱ (202030090)	姫路市夢前町山之内(別図 171のとおり)	土石流	別図171のとおり
小畑中谷Ⅱ (202030092)	姫路市夢前町山之内(別図 172のとおり)	土石流	別図172のとおり
高長川上谷 I (202030100)	姫路市夢前町高長(別図173 のとおり)	土石流	別図173のとおり
峠南西谷Ⅱ (202030105)	姫路市夢前町高長(別図174 のとおり)	土石流	別図174のとおり
三枝草南谷Ⅱ (202030114)	姫路市夢前町前之庄(別図 175のとおり)	土石流	別図175のとおり
宮垣内川北谷 I (202030119)	姫路市夢前町新庄(別図176 のとおり)	土石流	別図176のとおり
峠北谷Ⅱ (202030125)	姫路市夢前町神種(別図177 のとおり)	土石流	別図177のとおり
葛畑西谷Ⅱ (202030126)	姫路市夢前町野畑(別図178 のとおり)	土石流	別図178のとおり

戸谷西谷 II (202030129)	姫路市夢前町莇野(別図179 のとおり)	   土石流	別図179のとおり
文殿川上谷 I (202030140)	姫路市夢前町莇野 (別図180 のとおり)	土石流	別図180のとおり
馬中谷 II (202030141)	姫路市夢前町山之内 (別図 181のとおり)	土石流	別図181のとおり
小畑北下谷Ⅱ (202030143)	姫路市夢前町山之内 (別図 182のとおり)	土石流	別図182のとおり

(別図1から別図182までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年12月13日 (水) から同月27日 (水) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所並びに姫路市危機管理室及び夢前事務所

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1-98

(3) 提出期限

平成29年12月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

## 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

^^^^^

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
草飼(1) I (110030004)	豊岡市竹野町草飼(別図1の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
東町(1) I (110030005)	豊岡市竹野町竹野(別図2の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
羽入(1)(1) I (110030008)	豊岡市竹野町羽入(別図3の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

	1	ı	1
羽入(2)(1) I (110030009)	豊岡市竹野町羽入(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
須谷(2)(1) I (110030013)	豊岡市竹野町須谷(別図5の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
鬼神谷(1) I (110030014)	豊岡市竹野町鬼神谷(別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
東町(1)(2) I (110030043)	豊岡市竹野町竹野(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
和田(1)(2) I (110030045)	豊岡市竹野町和田(別図8の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
濱須井(1)(1) Ⅱ (110030047)	豊岡市竹野町濱須井(別図 9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
奥須井(1) Ⅱ (110030048)	豊岡市竹野町奥須井(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
西町(1)(1) II (110030049)	豊岡市竹野町竹野(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
西町(2)(1) II (110030050)	豊岡市竹野町竹野(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
西町(3)(1) II (110030051)	豊岡市竹野町竹野(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
東町(1) II (110030052)	豊岡市竹野町竹野 (別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
松本(1)(1) II (110030053)	豊岡市竹野町松本(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
松本(2)(1) II (110030054)	豊岡市竹野町松本(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
松本(3)(1) II (110030055)	豊岡市竹野町松本 (別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
和田(1)(1) II (110030057)	豊岡市竹野町和田 (別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
和田(2)(1) II (110030058)	豊岡市竹野町和田(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
須谷(2)(1) Ⅱ (110030061)	豊岡市竹野町須谷(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
鬼神谷(1)(1) II (110030063)	豊岡市竹野町鬼神谷(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
鬼神谷(2)(1) II (110030064)	豊岡市竹野町鬼神谷(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
鬼神谷(3)(1) II (110030065)	豊岡市竹野町鬼神谷(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

田久日川 I (210030001)	豊岡市竹野町田久日(別図24 のとおり)	土石流	別図24のとおり
鬼ヶ坪川 I (210030004)	豊岡市竹野町宇日(別図25の とおり)	土石流	別図25のとおり
松本 I (210030007)	豊岡市竹野町松本(別図26の とおり)	土石流	別図26のとおり
湯谷川右支渓第一 I (210030031)	豊岡市竹野町須谷(別図27の とおり)	土石流	別図27のとおり
草飼 I (210030036)	豊岡市竹野町草飼(別図28の とおり)	土石流	別図28のとおり
竹野西谷Ⅱ (210030041)	豊岡市竹野町竹野(別図29の とおり)	土石流	別図29のとおり

(別図1から別図29までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年12月13日(水)から同月27日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市竹野振興局

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

③ 提出期限

平成29年12月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

# 

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
袴狭(1) Ⅱ (110050009)	豊岡市出石町袴狭(別図1の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

袴狭(2) <b>Ⅱ</b> (110050010)	豊岡市出石町袴狭(別図2の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
袴狭(3) <b>II</b> (110050012)	豊岡市出石町袴狭(別図3の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
袴狭(4) II (110050013)	豊岡市出石町袴狭(別図4の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
袴狭(5) <b>Ⅱ</b> (110050014)	豊岡市出石町袴狭(別図5の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
袴狭(6) Ⅱ (110050016)	豊岡市出石町袴狭(別図6の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
袴狭(7) <b>II</b> (110050017)	豊岡市出石町袴狭(別図7の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
坪井 I (110050018)	豊岡市出石町宮内(別図8の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
宮内II (110050021)	豊岡市出石町宮内(別図9の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
水上 I (110050022)	豊岡市出石町宮内(別図10の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
福住 II (110050052)	豊岡市出石町福住(別図11の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
福住(1) I (110050053)	豊岡市出石町福住(別図12の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
福住(2) I (110050054)	豊岡市出石町福住(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
中村(1) I (110050055)	豊岡市出石町福住(別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
坪口(1) II (110050065)	豊岡市出石町上村(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
坪口(2) II (110050066)	豊岡市出石町上村(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
坪口(4) II (110050067)	豊岡市出石町上村 (別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
坪口(3) II (110050068)	豊岡市出石町中村(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
百合 II (110050069)	豊岡市出石町上野 (別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
百合 I (110050070)	豊岡市出石町上野 (別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
榎見(1) <b>II</b> (110050071)	豊岡市出石町上村 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

榎見 I (110050072)	豊岡市出石町上村 (別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
和屋(1) II (110050074)	豊岡市出石町上村 (別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
和屋(2) II (110050075)	豊岡市出石町上村 (別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
和屋(3) II (110050076)	豊岡市出石町上村 (別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
和屋 I (110050077)	豊岡市出石町上村 (別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
和屋(4) II (110050078)	豊岡市出石町上村 (別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
和屋(6) II (110050080)	豊岡市出石町上村 (別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
細見(7) II (110050086)	豊岡市出石町細見(別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
細見(6) II (110050087)	豊岡市出石町細見(別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
細見(5) <b>II</b> (110050088)	豊岡市出石町細見(別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
細見(4) II (110050089)	豊岡市出石町細見(別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
荒木(2) I (110050090)	豊岡市出石町荒木 (別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
荒木(1) I (110050091)	豊岡市出石町荒木 (別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
細見(1) <b>II</b> (110050092)	豊岡市出石町細見(別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
細見(2) <b>II</b> (110050093)	豊岡市出石町細見(別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
荒木Ⅱ (110050094)	豊岡市出石町荒木 (別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
細見(3) II (110050096)	豊岡市出石町細見(別図38の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
平田 II (110050097)	豊岡市出石町荒木 (別図39の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
福見(1) II (110050098)	豊岡市出石町福見(別図40の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
福見 I (110050099)	豊岡市出石町福見 (別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり

福見(2) <b>II</b> (110050100)	豊岡市出石町福見 (別図42の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
福見(3) II (110050101)	豊岡市出石町福見(別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
暮坂(1) Ⅱ (110050102)	豊岡市出石町暮坂 (別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
暮坂(2) Ⅱ (110050103)	豊岡市出石町暮坂 (別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
暮坂(3) Ⅱ (110050104)	豊岡市出石町暮坂 (別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
暮坂(4) Ⅱ (110050105)	豊岡市出石町暮坂 (別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
暮坂(5) Ⅱ (110050106)	豊岡市出石町暮坂 (別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
暮坂(6) Ⅱ (110050107)	豊岡市出石町暮坂 (別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
暮坂(7) Ⅱ (110050108)	豊岡市出石町暮坂 (別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
入左川左支渓第二 I (210050020)	豊岡市出石町宮内(別図51の とおり)	土石流	別図51のとおり
東畑谷川 I (210050023)	豊岡市出石町宮内(別図52の とおり)	土石流	別図52のとおり
畑谷川 <b>II</b> (210050025)	豊岡市出石町宮内(別図53の とおり)	土石流	別図53のとおり
和屋川 I (210050067)	豊岡市出石町上村 (別図54の とおり)	土石流	別図54のとおり
菅川左支渓第四Ⅱ (210050089)	豊岡市出石町福見 (別図55の とおり)	土石流	別図55のとおり
平野川 II (210050091)	豊岡市出石町暮坂(別図56の とおり)	土石流	別図56のとおり
カン坂 II (210050093)	豊岡市出石町暮坂 (別図57の とおり)	土石流	別図57のとおり
	•		•

(別図1から別図57までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年12月13日 (水) から同月27日 (水) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市出石振興局

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

平成29年12月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

#### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

^^^^^

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
中野間(4) I (131030053)	多可郡多可町八千代区中野間(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
中野間(5) I (131030054)	多可郡多可町八千代区中野間(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
中野間(6) I (131030055)	多可郡多可町八千代区中野間(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
中野間(8) II (131030057)	多可郡多可町八千代区中野間(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中野間(10) II (131030059)	多可郡多可町八千代区中野間(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
下野間(1) I (131030062)	多可郡多可町八千代区下野間(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
下野間(2) I (131030063)	多可郡多可町八千代区下野間(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
下野間(4) II (131030065)	多可郡多可町八千代区下野間(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下野間(5) II (131030066)	多可郡多可町八千代区下野間(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
下野間(6) II (131030067)	多可郡多可町八千代区下野間(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
下野間(7) II (131030068)	多可郡多可町八千代区下野間(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
下野間(9)Ⅲ (131030070)	多可郡多可町八千代区下野間(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

仕出原(1) I	多可郡多可町八千代区仕出	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
(131030071)	原(別図13のとおり)		
仕出原(2) <b>Ⅱ</b> (131030072)	多可郡多可町八千代区仕出原(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
仕出原(3) II (131030073)	多可郡多可町八千代区仕出 原(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
下三原(1) I (131030076)	多可郡多可町八千代区下三原(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
下三原(2) II (131030077)	多可郡多可町八千代区下三原(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
下三原(3) II (131030078)	多可郡多可町八千代区下三原(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
下三原(4) II (131030079)	多可郡多可町八千代区下三原(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
下三原(5) II (131030080)	多可郡多可町八千代区下三原(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
大和(1) I (131030086)	多可郡多可町八千代区大和 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
大和(13) I (131030098)	多可郡多可町八千代区大和 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
大和(32) II (131030117)	多可郡多可町八千代区大和 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
大和(33) II (131030118)	多可郡多可町八千代区大和 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
大和(34) II (131030119)	多可郡多可町八千代区大和 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
大和(35) II (131030120)	多可郡多可町八千代区大和 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
大和(36) II (131030121)	多可郡多可町八千代区大和 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
大和(37) II (131030122)	多可郡多可町八千代区大和 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
大和(38) II (131030123)	多可郡多可町八千代区大和 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
大和(39) II (131030124)	多可郡多可町八千代区大和 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
大和(45) <b>Ⅲ</b> (131030130)	多可郡多可町八千代区大和 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
大和(46) <b>Ⅲ</b> (131030131)	多可郡多可町八千代区大和 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり

北ヶ上谷 I (231030036)	多可郡多可町八千代区下野間(別図33のとおり)	   土石流	別図33のとおり
北ヶ谷 I (231030037)	多可郡多可町八千代区下野間(別図34のとおり)	土石流	別図34のとおり
仕出原西谷(2) I (231030042)	多可郡多可町八千代区仕出 原(別図35のとおり)	土石流	別図35のとおり
下三原谷川 I (231030046)	多可郡多可町八千代区下三 原(別図36のとおり)	土石流	別図36のとおり
野尻谷 II (231030049)	多可郡多可町八千代区下三 原(別図37のとおり)	土石流	別図37のとおり

(別図1から別図37までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年12月13日(水)から同月27日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場八千代地域局

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

平成29年12月27日 (水) まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

#### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

^^^^^

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
楠Ⅱ (138000001)	赤穂郡上郡町楠(別図1のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
赤松(2) I (138000002)	赤穂郡上郡町赤松 (別図2の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

赤松(1) I (138000003)	赤穂郡上郡町赤松 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
赤松Ⅱ (138000004)	赤穂郡上郡町細野(別図4の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
横山(1) <b>II</b> (138000005)	赤穂郡上郡町赤松(別図5の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
横山(2) <b>II</b> (138000006)	赤穂郡上郡町赤松(別図6の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
国見 <b>Ⅲ</b> (138000007)	赤穂郡上郡町赤松(別図7の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
横山 <b>Ⅲ</b> (138000008)	赤穂郡上郡町赤松 (別図8の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
苔縄Ⅲ (138000009)	赤穂郡上郡町柏野(別図9の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
細野(3) I (138000010)	赤穂郡上郡町細野 (別図10の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
細野(1) I (138000011)	赤穂郡上郡町細野 (別図11の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
細野(2) I (138000012)	赤穂郡上郡町細野 (別図12の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
細野(4) I (138000013)	赤穂郡上郡町細野 (別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
柏野 I (138000014)	赤穂郡上郡町柏野 (別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
柏野Ⅱ (138000015)	赤穂郡上郡町柏野 (別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
柏野Ⅲ (138000016)	赤穂郡上郡町柏野 (別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大枝(1) I (138000017)	赤穂郡上郡町大枝 (別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
馬坂 I (138000019)	赤穂郡上郡町大枝 (別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大枝 II (138000020)	赤穂郡上郡町大枝 (別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
河野原 I (138000123)	赤穂郡上郡町河野原(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
観音寺(1) I (138000125)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
苔縄(1) I (138000126)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

	1.	I	I
苔縄(2) I (138000127)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
観音寺(2) I (138000128)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
観音寺Ⅲ (138000129)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
黒石(1) Ⅱ (138000130)	赤穂郡上郡町旭日(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
黒石(2) Ⅱ (138000131)	赤穂郡上郡町旭日(別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
市原 II (138000132)	赤穂郡上郡町旭日(別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
旭日甲(1) <b>II</b> (138000133)	赤穂郡上郡町旭日(別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
旭日甲(2) <b>II</b> (138000134)	赤穂郡上郡町旭日(別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
石堂(1) I (138000135)	赤穂郡上郡町岩木 (別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
細念 I (138000136)	赤穂郡上郡町岩木 (別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
倉尾 I (138000137)	赤穂郡上郡町岩木 (別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
石堂(2) I (138000138)	赤穂郡上郡町岩木 (別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
岩木甲(1) I (138000139)	赤穂郡上郡町岩木 (別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
岩木甲(2) I (138000140)	赤穂郡上郡町岩木 (別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
岩木甲(3) I (138000141)	赤穂郡上郡町岩木 (別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
岩木甲(4) I (138000142)	赤穂郡上郡町岩木 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
石堂(1) II (138000143)	赤穂郡上郡町岩木 (別図39の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
石堂(2) II (138000144)	赤穂郡上郡町岩木 (別図40の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
中畑念 II (138000146)	赤穂郡上郡町岩木 (別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
岩木甲(1) II (138000147)	赤穂郡上郡町岩木 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり

岩木甲(2) II (138000148)	赤穂郡上郡町岩木 (別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
細念(2)Ⅲ (138000150)	赤穂郡上郡町岩木 (別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
井谷 II (138000175)	赤穂郡上郡町船坂 (別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
津原Ⅱ (138000176)	赤穂郡上郡町船坂 (別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
井谷Ⅲ (138000177)	赤穂郡上郡町船坂 (別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
湯ノ脇Ⅲ (138000178)	赤穂郡上郡町船坂 (別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
釜ヶ谷Ⅲ (138000179)	赤穂郡上郡町船坂 (別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
八保甲 I (138000180)	赤穂郡上郡町八保 (別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
皆坂 I (138000181)	赤穂郡上郡町八保 (別図51の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
名村 I (138000182)	赤穂郡上郡町八保 (別図52の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
八保丙 I (138000183)	赤穂郡上郡町八保 (別図53の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
名村Ⅱ (138000184)	赤穂郡上郡町八保 (別図54の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
皆坂(1) <b>Ⅱ</b> (138000185)	赤穂郡上郡町八保 (別図55の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
皆坂(2) <b>Ⅱ</b> (138000186)	赤穂郡上郡町八保 (別図56の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
皆坂(3) Ⅱ (138000187)	赤穂郡上郡町八保 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
釜谷Ⅲ (138000188)	赤穂郡上郡町八保 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
皆坂 <b>Ⅲ</b> (138000189)	赤穂郡上郡町八保 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
山脇(1)Ⅲ (138000190)	赤穂郡上郡町八保 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
宗末 I (138000191)	赤穂郡上郡町高山 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
別所原 I (138000192)	赤穂郡上郡町高山(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり

山脇Ⅱ	赤穂郡上郡町高山 (別図63の	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
(138000193)	とおり)	78(1)/3/(1-1/1)/3/	7,12,000 2,40 )
山脇 (2) III (138000194)	赤穂郡上郡町高山 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
大石 <b>Ⅲ</b> (138000195)	赤穂郡上郡町高山(別図65の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
延野 I (138000196)	赤穂郡上郡町行頭(別図66の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
中野 I (138000197)	赤穂郡上郡町行頭(別図67の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
行頭Ⅱ (138000198)	赤穂郡上郡町行頭(別図68の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
中野(1) II (138000199)	赤穂郡上郡町行頭 (別図69の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
中野(2) II (138000200)	赤穂郡上郡町行頭(別図70の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
八保(2)Ⅲ (138000201)	赤穂郡上郡町別名(別図71の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
下栗原 <b>Ⅲ</b> (138000204)	赤穂郡上郡町栗原(別図72の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
飯坂(1) I (138000207)	赤穂郡上郡町落地 (別図73の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
宮谷 I (138000208)	赤穂郡上郡町落地 (別図74の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
落地(1)Ⅲ (138000213)	赤穂郡上郡町落地 (別図75の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
落地(3)Ⅲ (138000216)	赤穂郡上郡町落地 (別図76の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
落地(4)Ⅲ (138000217)	赤穂郡上郡町落地 (別図77の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
薮 I (138000218)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
梨ヶ原 <b>II</b> (138000219)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
薮(1)Ⅲ (138000220)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
薮(2)Ⅲ (138000221)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
土地谷Ⅲ (138000222)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図82 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり

梨ヶ原(1)Ⅲ	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図83	   急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
(138000223)	のとおり)	75(15(1) 12 -> 1113X	),12000 C 40 )
梨ヶ原(2)Ⅲ (138000224)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図84 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
梨ヶ原(3)Ⅲ (138000225)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図85 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
岩木甲(3) II (138000228)	赤穂郡上郡町岩木甲(別図86 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
石戸 I (238000060)	赤穂郡上郡町岩木 (別図87の とおり)	土石流	別図87のとおり
細念 I (238000061)	赤穂郡上郡町岩木 (別図88の とおり)	土石流	別図88のとおり
倉尾川 I (238000063)	赤穂郡上郡町岩木 (別図89の とおり)	土石流	別図89のとおり
船谷大地 I (238000065)	赤穂郡上郡町岩木 (別図90の とおり)	土石流	別図90のとおり
田ノ尻 II (238000066)	赤穂郡上郡町岩木 (別図91の とおり)	土石流	別図91のとおり
鍛冶 II (238000067)	赤穂郡上郡町岩木 (別図92の とおり)	土石流	別図92のとおり
釜ヶ谷1Ⅰ (238000084)	赤穂郡上郡町船坂 (別図93の とおり)	土石流	別図93のとおり
皆坂 I (238000088)	赤穂郡上郡町八保 (別図94の とおり)	土石流	別図94のとおり
上ノ池谷川1 I (238000090)	赤穂郡上郡町八保 (別図95の とおり)	土石流	別図95のとおり
東岡谷川 I (238000092)	赤穂郡上郡町八保 (別図96の とおり)	土石流	別図96のとおり
釜谷 I (238000093)	赤穂郡上郡町八保 (別図97の とおり)	土石流	別図97のとおり
播磨自然高原 I (238000096)	赤穂郡上郡町高山 (別図98の とおり)	土石流	別図98のとおり
大石川 I (238000097)	赤穂郡上郡町高山 (別図99の とおり)	土石流	別図99のとおり
高山大谷 I (238000098)	赤穂郡上郡町高山(別図100 のとおり)	土石流	別図100のとおり
別所原川 I (238000099)	赤穂郡上郡町高山(別図101 のとおり)	土石流	別図101のとおり
ーノ木谷川 I (238000101)	赤穂郡上郡町高山(別図102 のとおり)	土石流	別図102のとおり

播磨自然高原 2 II (238000102)	赤穂郡上郡町高山(別図103 のとおり)	土石流	別図103のとおり
小谷 II (238000103)	赤穂郡上郡町高山(別図104 のとおり)	土石流	別図104のとおり
行頭小谷川 I (238000106)	赤穂郡上郡町行頭(別図105 のとおり)	土石流	別図105のとおり
延野 II (238000107)	赤穂郡上郡町行頭(別図106 のとおり)	土石流	別図106のとおり
中野 1 II (238000108)	赤穂郡上郡町行頭(別図107 のとおり)	土石流	別図107のとおり
中野 2 II (238000109)	赤穂郡上郡町行頭(別図108 のとおり)	土石流	別図108のとおり
上宿 II (238000115)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図 109のとおり)	土石流	別図109のとおり
落地Ⅱ (138000209)	赤穂市西有年及び赤穂郡上 郡町落地 (別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
飯坂(1) III (138000212)	赤穂市西有年及び赤穂郡上 郡町落地 (別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり

(別図1から別図111までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年12月13日 (水) から同月27日 (水) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課 〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

平成29年12月27日 (水) まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

# 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

^^^^^

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)マルイト姫路ビル

所在地 姫路市駅前町字御殿前188-1ほか

- 2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要
  - (1) 街並みづくり等への配慮に係る事項

姫路市屋外広告物条例に基づく許可申請が必要となるため、留意されたい。

- (2) 駐輪場、経路設定、歩行者の通行利便の確保に関する事項
  - ア 自動二輪車の駐輪場への経路について、歩道を縦断走行させないよう、誘導を徹底されたい。
  - イ テナントの出入口付近に自転車等の駐輪設備がないため、駐輪場への誘導を徹底されたい。
  - ウ 大型バスや搬入トラックなどが道路上に滞留しないよう、誘導を徹底されたい。
  - エ 周辺施設や道路渋滞への影響を及ぼさないよう、来退店経路の周知、現地での誘導等の方法により、 駐車場の出入口における左折入出庫を徹底するよう対策を講じられたい。
  - オ 駐車場出入口の前面道路に設置するポストコーン等については、施工前に、警察署との協議及び道路 法第24条に基づく申請を行うこと。
  - カ 駐車場出入口及び駐輪場出入口において、不要となった切り下げ箇所については復旧されたい。また、 復旧をしない場合には、三角コーンではなく、車止めを設置されたい。
  - キ 駐車場出入口及び駐輪場出入口において、軌跡図を作成し、乗用車及び自動二輪車等が計画どおり入 出庫可能か確認されたい。
  - ク 駐車場出入口には交通整理員を配置し、一般交通に支障のないよう努めるとともに、歩行者の安全確保に努められたい。
- (3) 騒音発生に係る事項

付帯設備である空調室外機及び換気扇が、環境の保全と創造に関する条例第43条に基づく「騒音に係る特定施設等」及び姫路市公害防止条例第23条に基づく「騒音に係る施設」に該当しているため、条例に基づく設置届出を確実に行われたい。また、その他の施設についても、関係法令の適用を受けるものがある場合は届出を提出されたい。

- (4) 駐車場に関する事項
  - ア 駐車場出口付近の構造について、当該出口から2メートル後退した車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する歩行者の存在を確認できるようにすること。
  - イ 駐車場内の車路幅員は3.5メートル以上確保するとともに5.5メートル未満である場合、一方通行とすること。
  - ウ 開業までに駐車場法に基づく路外駐車場設置の届出を提出されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 2課

(2) 縦覧期間

平成29年12月5日から1月間

# 企 業 庁 公 告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 平成29年12月5日

#### 契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 橋 丘 真

- 1 調達内容
  - (1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所多田浄水場で使用する電気 予定使用電力量 16,154,000キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)まで

(4) 履行場所

川西市多田院字巌険6-3 多田浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿 に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時 までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による 入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て (旧会社更生法 (昭和27年法律第172号) に基づくものを含む。) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- ⑥ 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成29年12月5日(火)から平成30年1月23日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所

〒666-0126 川西市多田院字巌険 6 — 3 兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 電話 (072) 799-2071

- 4 入札説明書及び誓約書の交付
  - (1) 交付期間

平成29年12月5日(火)から同月22日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県企業庁水道課 担当 森田 電話 (078) 341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。) を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成29年12月6日(水)から同月22日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

- 6 入札手続等
  - (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年1月24日(水)午前10時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成30年1月23日(火)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年1月23日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保 証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公 共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実 に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

# (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に 掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合
- イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- ⑤ 入札者に求められる義務
  - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できること を証明する書類を添付して、平成29年12月22日(金)午後5時までに提出すること。
  - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。
- (6) 入札に関する条件
  - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
  - イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成30年4月1日(日))まであること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
  - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。 なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる 調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されてい ること。
  - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
  - ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

- (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (7) 無効とする入札
  - ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした 入札であっても、無効とする。
  - ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (8) 落札者の決定方法
  - ア 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
  - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

- 8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
  - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Makoto Hashioka, Director of Inagawa Waterworks Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 16,154,000kWh/1 year

- (3) Delivery period: From April 1, 2018 to March 31, 2019
- (4) Delivery place:

Inagawa Waterworks Office (Tada Water Purification Plant)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 December 22, 2017

(6) Deadline for tender:

10:00 January 24, 2018 by direct delivery

17:00 January 23, 2018 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Morita, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 5444

# 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

^^^^^

平成29年12月5日

# 契約担当者

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所長 武 市 久仁彦

#### 1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所三田浄水場で使用する電気

予定使用電力量 8,249,000キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)まで

⑷ 履行場所

三田市西野上字上通り152番地 三田浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による 入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成29年12月5日(火)から平成30年1月23日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所

〒669-1314 三田市西野上字上通り152番地 兵庫県企業庁北摂広域水道事務所 電話(079)567-1663

- 4 入札説明書及び誓約書の交付
  - (1) 交付期間

平成29年12月5日(火)から同月22日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県企業庁水道課 担当 森田 電話(078)341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。) を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成29年12月6日(水)から同月22日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

- 6 入札手続等
  - (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年1月24日 (水) 午前11時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、 書留郵便等により送付し、平成30年1月23日(火)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年1月23日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保 証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

- イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公 共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実 に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合
- イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- ⑤ 入札者に求められる義務
  - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できること を証明する書類を添付して、平成29年12月22日(金)午後5時までに提出すること。
  - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。
- (6) 入札に関する条件
  - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
  - イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成30年4月1日(日))まであること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
  - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。 なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる

調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ケー入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。
  - ⑦ 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (7) 無効とする入札
  - ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした 入札であっても、無効とする。
  - ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (8) 落札者の決定方法
  - ア 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
  - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

# 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- ③ 詳細は入札説明書による。
- (4) 間合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

- 8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
  - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Kunihiko Takeichi, Director of Hokusetsu Waterworks Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

- (2) Nature and quantity of the services to be required:
  - Supply of electric power, 8,249,000kWh/1 year
- (3) Delivery period: From April 1, 2018 to March 31, 2019
- (4) Delivery place:

Hokusetsu Waterworks Office (Sanda Water Purification Plant)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 December 22, 2017

(6) Deadline for tender:

11:00 January 24, 2018 by direct delivery

17:00 January 23, 2018 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Morita, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 5444

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 平成29年12月5日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 太 田 吉 哉

#### 1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁東播磨利水事務所神出浄水場で使用する電気 予定使用電力量 5,612,000キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)まで

⑷ 履行場所

神戸市西区神出町田井3-1 神出浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による 入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成29年12月5日(火)から平成30年1月23日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所

〒651-2313 神戸市西区神出町田井 3 — 1 兵庫県企業庁東播磨利水事務所 電話 (078) 965-2050

# 4 入札説明書及び誓約書の交付

(1) 交付期間

平成29年12月5日 (火) から同月22日 (金) まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

② 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県企業庁水道課 担当 森田 電話(078)341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。) を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成29年12月6日(水)から同月22日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

- 6 入札手続等
  - (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年1月24日(水)午後1時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成30年1月23日(火)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

③ 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年1月23日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保 証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

- イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公 共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実 に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保 証金に代えて提出した場合
- イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- ⑤ 入札者に求められる義務
  - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できること を証明する書類を添付して、平成29年12月22日(金)午後5時までに提出すること。
  - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。

### (6) 入札に関する条件

- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成30年4月1日(日))まであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。 なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる 調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (7) 無効とする入札
  - ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした 入札であっても、無効とする。
  - ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (8) 落札者の決定方法
  - ア 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
  - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

# 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
  - 日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- ③ 詳細は入札説明書による。
- (4) 間合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

- 8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
  - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Yoshiya Oota, Director of Higashi-Harima Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 5,612,000kWh/1 year

- (3) Delivery period: From April 1, 2018 to March 31, 2019
- (4) Delivery place:

Higashi-Harima Water Utilization Office (Kande Water Purification Plant)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 December 22, 2017

(6) Deadline for tender:

13:00 January 24, 2018 by direct delivery

17:00 January 23, 2018 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Morita, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

^^^^^

Tel (078)341-7711 extension 5444

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 平成29年12月5日

### 契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 太 田 吉 哉

# 1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁東播磨利水事務所加古川工業用水道管理所で使用する電気 予定使用電力量 4,345,000キロワット時/年

② 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)まで

⑷ 履行場所

加古川市平荘町養老656 加古川工業用水道管理所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による 入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て (旧会社更生法 (昭和27年法律第172号) に基づくものを含む。) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成29年12月5日(火)から平成30年1月23日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

② 閲覧場所

〒651-2313 神戸市西区神出町田井3-1 兵庫県企業庁東播磨利水事務所 電話 (078) 965-2050

- 4 入札説明書及び誓約書の交付
  - (1) 交付期間

平成29年12月5日(火)から同月22日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県企業庁水道課 担当 森田 電話(078)341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。) を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成29年12月6日(水)から同月22日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

- 6 入札手続等
  - (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年1月24日(水)午後2時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、 書留郵便等により送付し、平成30年1月23日(火)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年1月23日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保 証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

- イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公 共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実 に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に

掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保 証金に代えて提出した場合
- イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- ⑤ 入札者に求められる義務
  - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できること を証明する書類を添付して、平成29年12月22日(金)午後5時までに提出すること。
  - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。
- (6) 入札に関する条件
  - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
  - イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成30年4月1日(日))まであること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
  - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。 なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる 調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること
  - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
  - ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額(当 該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の
  - 108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。
    - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
    - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
  - サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (7) 無効とする入札
  - ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした 入札であっても、無効とする。
  - ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (8) 落札者の決定方法
  - ア 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
  - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

- 8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
  - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Yoshiya Oota, Director of Higashi-Harima Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 4,345,000kWh/1 year

- (3) Delivery period: From April 1, 2018 to March 31, 2019
- (4) Delivery place:

Kakogawa River Industrial Waterworks Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 December 22, 2017

(6) Deadline for tender:

14:00 January 24, 2018 by direct delivery

17:00 January 23, 2018 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Morita, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 5444

# 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 平成29年12月5日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 西川尚浩

- 1 調達内容
  - (1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁姫路利水事務所船津浄水場で使用する電気

予定使用電力量 12,429,000キロワット時/年

② 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)まで

⑷ 履行場所

姫路市船津町字平田4552─1 船津浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿

に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による 入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て (旧会社更生法 (昭和27年法律第172号) に基づくものを含む。) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成29年12月5日(火)から平成30年1月23日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所

〒679-2101 姫路市船津町字平田4552—1 兵庫県企業庁姫路利水事務所 電話(079)232-5881

- 4 入札説明書及び誓約書の交付
  - (1) 交付期間

平成29年12月5日(火)から同月22日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県企業庁水道課 担当 森田 電話(078)341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。) を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成29年12月6日(水)から同月22日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

② 提出場所

前記4(2)に同じ。

- 6 入札手続等
  - (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年1月24日(水)午後3時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、 書留郵便等により送付し、平成30年1月23日(火)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。)の100分の5以上の

額の入札保証金を平成30年1月23日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保 証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

- イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公 共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実 に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保 証金に代えて提出した場合
- イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- ⑤ 入札者に求められる義務
  - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できること を証明する書類を添付して、平成29年12月22日(金)午後5時までに提出すること。
  - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。
- (6) 入札に関する条件
  - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
  - イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成30年4月1日(日))まであること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
  - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。 なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる 調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。
  - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
  - ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ケー入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (7) 無効とする入札
  - ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした 入札であっても、無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (8) 落札者の決定方法
  - ア 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
  - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

- 8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
  - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Naohiro Nishikawa, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 12,429,000kWh/1 year

- (3) Delivery period: From April 1, 2018 to March 31, 2019
- (4) Delivery place:

Himeji Water Utilization Office (Funatsu Water Purification Plant)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 December 22, 2017

(6) Deadline for tender:

15:00 January 24, 2018 by direct delivery

17:00 January 23, 2018 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Morita, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078) 341-7711 extension 5444

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 平成29年12月5日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 西川 尚浩

# 1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁姫路利水事務所市川工業用水道管理所で使用する電気

予定使用電力量 3,410,000キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)まで

⑷ 履行場所

姫路市飾磨区妻鹿字甲の甲ヶ山394-13 市川工業用水道管理所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による 入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て (旧会社更生法 (昭和27年法律第172号) に基づくものを含む。) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成29年12月5日(火)から平成30年1月23日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

② 閲覧場所

〒679-2101 姫路市船津町字平田4552—1 兵庫県企業庁姫路利水事務所 電話 (079) 232-5881

- 4 入札説明書及び誓約書の交付
  - (1) 交付期間

平成29年12月5日(火)から同月22日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

② 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県企業庁水道課 担当 森田 電話(078)341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。) を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成29年12月6日(水)から同月22日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

② 提出場所

前記4(2)に同じ。

- 6 入札手続等
  - (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年1月24日(水)午後4時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、 書留郵便等により送付し、平成30年1月23日(火)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年1月23日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保 証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

- イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公 共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実 に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保 証金に代えて提出した場合
- イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- ⑤ 入札者に求められる義務
  - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できること を証明する書類を添付して、平成29年12月22日(金)午後5時までに提出すること。
  - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。
- (6) 入札に関する条件
  - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
  - イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成30年4月1日(日))まであること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
  - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。 なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる 調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。
  - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
  - ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ケー入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (7) 無効とする入札
  - ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした 入札であっても、無効とする。
  - ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (8) 落札者の決定方法
  - ア 企業庁会計規程 (昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号) 第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
  - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

# 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 間合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

- 8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
  - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Naohiro Nishikawa, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power,  $3,410,000 \mathrm{kWh}/1~\mathrm{year}$ 

- (3) Delivery period: From April 1, 2018 to March 31, 2019
- (4) Delivery place:

Ichikawa River Industrial Waterworks Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 December 22, 2017

(6) Deadline for tender:

16:00 January 24, 2018 by direct delivery

17:00 January 23, 2018 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Morita, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567 Tel (078)341-7711 extension 5444